

4. 児童虐待防止啓発ツールについて

1. 実施した調査結果から、学生たちには、児童虐待の内容について、特にネグレクトについては、正しい知識を入れてもらう必要があることがわかった。
通告や相談先の認知度については、高校生では2割、大学生で4割の認知度であった。
2. 高校生が児童虐待の内容を理解するためには、「授業で学ぶこと」をあげていた。大学生は授業で習っている場合もあり、学生にとってさらに身近な相談情報などを提供する必要があると考えられた。
3. 調査委託大学では、啓発ツールとして、市民が作成した劇のDVDや、広報向けのDVD（虐待とは何か）、子育て支援について漫画を利用したパンフレットを視聴した。また絵本や映画のDVD、小説なども取り上げてみた。
いずれのツールも児童虐待について考えていく内容としては有益な啓発ツールになり得た。
4. オレンジリボン運動について、啓発活動を通して児童虐待への関心を高める効果を生み出すことになった。オレンジリボンを身につける側、製作する側、配る側、それぞれの立場にとって何らかの気づきが見出された。リボンを配布した学生にとって、児童虐待の暗いイメージに対し、オレンジリボンのイメージは親しみやすいこと、活動への「参加」という形を通して、みなで子どもを守ることに話題にしやすいこと、リボンを配布する際に説明を行うため、より児童虐待について正確に学ぶ必要があることに気付かされるなど、オレンジリボン運動を通じて様々な面で児童虐待への認識を深めることが示された。

以上のことから、本報告では、

1. 高校・大学生のためのパンフレット作成
2. 教員のための児童虐待を学ぶうえでのQ&A形式による解説書の作成
3. 学園祭などでオレンジリボン運動を実施する方法
について提案したい。

1. 高校・大学生のためのパンフレットの狙い

- | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的1 | 現代社会の中でこういったことが問題なのかを意識喚起をする。 |
| 目的2 | 知識としての児童虐待(子ども虐待)について紹介する。 そこで、児童虐待にタイプには、4つあることを示す。 |
| 目的3 | 児童虐待とは、親(養育者)の間違った子どもへの関わりであり、親(養育者)自身も困っているのだということを理解していく。 |
| 目的4 | そのためには、親(養育者)、子どもにとってどんな困りごとがあるのか、それに対してどういう対処方法があるのかについて、具体的に「相談」につなぐため、相談窓口を紹介をする。 |
| 目的5 | パンフレットでは相談機関の情報を記載し、相談例を提示して、相談につないでいくための方法について解説を入れる。 |

How to

子ども虐待防止

子ども虐待を防ぐ方法

わが国では、年間55,000件の子ども虐待の相談が寄せられています。
(※全国の児童相談所での相談対応件数)

そのうち、およそ100人の尊い子どもの命が奪われています。

約3日に1人の割合で命が奪われていることとなります。

(※平成23年7月社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」)

いずれも、もっと早くに気づくことができれば
助けられた命です。



1 子ども虐待とは

養育者（親など）からの不適切な関わりをさします。

虐待かどうかは、あくまで子ども側に立って考えます。いくら養育者が「子どものしつけど」と思っても、子どもが心身の傷となるほど「痛い」「辛い」「悲しい」と感じる場合は虐待となります。

（養育者には実際に養育している人（例：祖父母、親の恋人等）も含まれます。）

身体的虐待

子どもへの身体的な暴力

- 例
- 叩く、蹴る、噛む、首をしめる。
 - タバコの火を押しつける。
 - 熱湯をかける。



ネグレクト

子どもに無関心、無反応で放置すること

- 例
- 子どもに食事を与えない。
 - 子どもが学校に行きたいと思っているのに、親の都合で行かせない。
 - 「子どもが寝ているから」と親が乳幼児だけを残して、夜遊びに出る。
→ 子どもが起きて親がいないと寂しくて、家の外に飛び出したり、ベランダから身を乗り出して探すかもしれません。これらは事故につながります。
 - 子どもが友だちと家でお酒を飲んでいても注意をしない。
→ 親は子どもの危険な行動や法律違反を注意する必要があります。これも親のネグレクト（放任、監督責任放棄）にあたります。

性的虐待

子どもへわいせつな行為をすること
またわいせつな行為をさせること

- 例
- 子どもにわいせつな行為を強要する。
 - 子どもをわいせつな画像の被写体にする。
 - 親が子どもにポルノや性交の場面を見せる。

心理的虐待

言葉や態度で
子どもの心にダメージを与えること

- 例
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す。
 - 他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする。
 - 子どもの目の前で、父親が母親に暴力（DV）をふるう。
 - 「産まなければよかった」など子どもの存在を否定する。

2 子どもたちの命や困っている子どもたちを守る方法とは

子ども虐待は、養育者がストレスを感じたり、身近に相談相手がおらず、孤立している場合に起こりやすく、実際は養育者自身も困っています。

① 通報（知らせること）

あなたの身の回りで子ども虐待を見たり、聞いたりした時には、それが虐待かどうかは間違ってもかまいませんので、必ず連絡してください。また虐待を受けて困っているあなたも、相談してください。

早く専門の人が関わることで、子どもも養育者も助けることができます。
また通報した人の情報は固く守られます。

こんなとき

もしも
いま心配な子どもが
いたんですけど・・・

- 泣き叫ぶ声が聞こえる
- 夜、ひとり外に出されている
- たたかれたようなアザがみられる



子どもの
どんなところが
気になりますか？

市町村の児童福祉担当窓口
県子ども家庭相談センター
(裏に電話番号があります)

② 相談

こんなとき

- 自分が虐待を受けているかもしれない
- 友人に虐待を受けていると相談され、悩んでいる

市町村の児童福祉担当窓口
県子ども家庭相談センター

生きているのが辛い

いのちの電話

妊娠をしたが望んでいない、誰にも言えず、困っている

奈良県「妊娠なんでも110番」

相談しても「叱られる」「相手にされない」と思いがちですが、困っている人には「温かい手」を差し伸べ、一緒に考えてくれる人が対応します。

③ あなたが親になったとき、あるいは友達が親になったとき

こんなとき

- 経済的に苦しく、子どもを育てていけない

市町村の福祉相談窓口
県福祉事務所

- 仕事をしたいが、相談できる人がいない
- 人とのコミュニケーションが苦手で、仕事につく自信がない

なら若者サポートステーション

- 育児の方法がわからない
- ママ友達がほしい
- 子どもを預ける所がない

市町村の児童福祉担当窓口

- (子どもが)言葉が遅れている、落ち着きがない、かんしゃくが激しい

市町村の児童福祉担当・保健相談窓口
児童家庭支援センター

安心して子育てができるためには、養育者が安心して生活できることが大切です。このために関係機関は様々なサポートを行っています。

相談担当者は、あなたを批判したり、責めたりしません。
また秘密は守られます。
あなたがもし困っていたら、ぜひ連絡してください。

● 県内の主な相談窓口 ●

| 相談先 | 電話番号 | 相談時間 |
|------------------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 児童虐待の通報（見た、聞いた、心配、自分も困っているため相談したいという場合） | | |
| 市町村の児童福祉担当窓口 | 各市町村役場 | 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) |
| 県中央こども家庭相談センター | 0742-26-3788 | 24時間対応 |
| 県高田こども家庭相談センター | 0745-22-6079 | 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) |

家庭や学校での悩み相談

| ◎18歳未満の子どもに関する相談 | | |
|-------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------|
| あすなろダイヤル（県立教育研究所） | 0744-34-5560 | 月～金 9:00～21:00 土・日・祝 9:00～19:00 |
| 子どもと家庭テレホン相談 (県中央こども家庭相談センター) | 0742-23-4152 | 月～金 9:00～20:00 土・日・祝 9:00～16:00 (年末年始を除く) |
| チャイルドラインなら (奈良いのちの電話協会) | 0120-99-7777 | 毎週水 16:00～21:00 |
| ヤング・いじめ110番 (奈良県警察少年サポートセンター) | 0742-22-0110 | 月～金曜日 8:30～17:15 (時間外でも対応できます) |
| ヤング・いじめ110番 (奈良県警察中南和少年サポートセンター) | 0744-27-4544 | |
| 子どもの人権110番（奈良地方法務局） | 0120-007-110 | 月～金 8:30～17:15 |
| 児童家庭支援センター あすか | 0744-44-5800 | 月～土 9:00～17:00 |
| 児童家庭支援センター てんり | 0743-63-8162 | 月～金、日 10:00～19:00 |

さまざまな悩み相談

| | | |
|------------------------|--------------|------|
| いのちの電話 (奈良いのちの電話協会) | 0742-35-1000 | 年中無休 |
|------------------------|--------------|------|

子どもの発達についての相談

| | | |
|-------------------|--------|--------------------------------|
| 市町村の児童福祉担当・保健相談窓口 | 各市町村役場 | 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) |
|-------------------|--------|--------------------------------|

妊娠についての相談

| | | |
|-----------------|--------------|--------------------------------------------------|
| 奈良県「妊娠なんでも110番」 | 0742-26-3110 | 金 16:00～20:00 土・日 13:00～20:00 (祝日・年末年始を除く) |
|-----------------|--------------|--------------------------------------------------|

労働についての相談

| | | |
|--------------------|--------------|----------------|
| なら若者サポートステーション | 0742-22-5006 | 月～金 9:00～17:00 |
| なら若者サポートステーション やまと | 0744-44-2055 | 月～土 9:00～18:00 |



オレンジリボンは、子ども虐待防止のシンボルです。オレンジリボンを広めることは、子ども虐待をなくすことの呼びかけとなります。学園祭などの学校行事でもオレンジリボンを広めるキャンペーンを行い、子どものしあわせを願いましょう。

監修 加藤 曜子（流通科学大学サービス産業学部サービスマネジメント学科教授）

発行 平成24年3月
奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課
〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-8605 FAX 0742-27-8107

